

## 仕 様 書

- 1 契約名 介護保険システム用端末機器等賃貸借（203106）
- 2 契約内容 介護保険システム用端末機器等の賃貸借  
（別紙「機器明細／機器要求仕様書」のとおり）
- 3 設置場所 東三河広域連合介護保険課執務室  
（愛知県豊橋市八町通二丁目16番地（豊橋市職員会館5階））
- 4 賃貸借期間 令和8年7月1日から令和13年6月30日まで（60か月）  
（地方自治法第234条の3の規定に基づく長期継続契約）  
なお、令和9年度以降において、本契約に係る支出予算の減額又は  
削除があった場合には、本広域連合はこの契約を解除することがで  
きるものとする。
- 5 支払方法 月払い
- 6 支払開始月 第1回目 令和8年8月以降  
※原則使用月の翌月払いとなるが、適法な支払請求書を受理した日か  
ら30日以内に支払うこととする。
- 7 保 守 端末機器等の機能を発揮させるための保守の実施
- 8 搬入、設置設定
  - (1) 機器の搬入、設置設定作業
    - ア 本仕様を示す機器は、本広域連合介護保険システムに使用する機器であり、  
導入に当たっては、介護保険システムが正常かつ確実に動作することが前提  
となる。よって、その動作の確保のため、入札前に必ず本広域連合介護保険  
システムの構築業者と十分な協議を行うこと。
    - イ 端末機器等は、本広域連合介護保険システム構築業者と十分な協議を行った  
上で、搬入・機器の設置・環境設定に関する全てを実施すること。
- 9 付 帯 事 項
  - (1) 機器の保守（緊急保守）

機器が故障した場合は、原則2時間以内に技術員を派遣し、業務に支障の無い  
よう、速やかに正常な状態に回復させること。
  - (2) 納入する機器等に関する注意事項
    - ア 納入する業務端末は、別紙「機器明細／機器要求仕様書」に示す性能と同等  
以上の性能を有し、仕様を満たす機器であること。
    - イ 納入する業務端末は、全て同一機種とすること。
    - ウ 納入する端末台数分のマウスパッドを用意すること。
    - エ 納入する業務端末は、セキュリティワイヤを接続できるセキュリティスロッ  
トを備えていること。また、納入する端末台数分のセキュリティワイヤ（ダ  
イヤル錠で4桁以上のもの）を用意すること。
    - オ 業務端末については、本広域連合において要求仕様を満たしているか確認を  
行うため、選定した機器名及びそのカタログ等、仕様が分かる書類を期日ま  
でに提出すること。
    - カ インターネットブラウザはMicrosoft Edge とすること。
  - (3) その他
    - ア 引渡しまでの機器保全の責めを負うこと。
    - イ 管理者からの問い合わせに迅速に対応すること（電話対応、派遣対応等）。
    - ウ 賃貸借物件に対する一般的な動産保険を適用すること。
    - エ 賃貸借物件を確認するためのシール等を貼付すること。
    - オ 賃貸借期間が満了又はこの契約が解除された場合には、本広域連合と協議の  
上、賃貸者の費用負担により、速やかに端末機器等を撤去すること。
    - カ 端末機器等を撤去する場合は、本広域連合の指定する場所にてデータ消去作

業を実施すること。なお、データ消去の方法は記憶領域の物理破壊にて実施すること。また、消去したことを証明する書類等を速やかに提出すること。なお、データ消去に係る費用は賃貸者の負担とする。

- キ SE作業費用等の設定作業費用を含むこと。
- ク 端末機器等の搬入時等に使用した梱包用段ボール等は賃貸者にて処分すること。
- ケ 本広域連合が指定する庁舎エレベーターの使用は可とする。ただし、他の利用者に配慮して使用すること。
- コ 端末機器等については、本広域連合の指定する後継機種又は上位機種への変更を可能とするが、その場合の動作保証に関して、本広域連合介護保険システム構築業者支援のもと確認を行うこと。
- サ 端末機器等の設置・設定及び保守は、本広域連合介護保険システム構築業者支援のもと実施すること。
- シ 日程、具体的な指示等の詳細については、落札後に本広域連合と協議する。
- ス その他、必要な事項は本広域連合と協議の上、決定する。

○ **連絡先（本広域連合介護保険システム構築業者）**

所 属：富士通 J a p a n 株式会社 関西・中部公共ビジネス統括部

担 当：掛本 勇（かけもと いさむ）

所在地：〒450-6631

愛知県名古屋市中村区名駅一丁目1番3号

電 話：052-756-3716